④　年金特別会計

この会計は、「国民年金法」（昭34法141）、「厚生年金保険法」（昭29法115）及び「健康保険法」（大11法70）に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」（昭46法73）等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」（平24法65）に基づく子どものための教育・保育給付等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

㈠　基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

㈡　国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平16法166）に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、18,239億円を一般会計から受け入れることとしている。

㈢　厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、97,991億円を一般会計から受け入れることとしている。なお、27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

㈣　健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、59億円を受け入れることとしている。

㈤　子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当について、３歳未満の児童一人につき月額15,000円を、３歳以上小学校修了までの児童（第１子・第２子）一人につき月額10,000円を、３歳以上小学校修了までの児童（第３子以降）一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。

また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、20,865億円を受け入れることとしている。

㈥　業務勘定においては、業務の取扱い等に必要な経費（日本年金機構に対する運営費を含む。）を計上している。

⑤　東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

歳出については、復興事業等を行うため、23,593億円を計上している。

なお、「復興庁設置法」（平23法125）第４条第２項の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として16,357億円を一括計上している。

⑶　政府関係機関

30年度において、４つの政府関係機関があるが、このうち株式会社日本政策金融公庫と株式会社国際協力銀行について概説する。

①　株式会社日本政策金融公庫

この公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

また、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平22法38）に基づく業務として、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業のうち、我が国産業活動の発達及び改善に特に資するものを事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

さらに、「産業競争力強化法」（平25法98）に基づく業務として、産業競争力強化の観点から事業再編等を事業者が実施するために必要な資金を銀行その他の金融機関が貸し付ける場合において、当該金融機関に対し、当該資金の貸付けに必要な資金の貸付けを行うことができることとされている。

㈠　国民一般向け業務

30年度においては、小規模事業者の資金繰り支援、創業・事業再生や働き方改革に資する生産性向上の取組等の支援を重点的に行うとともに、東日本大震災による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、小規模事業者経営改善資金貸付2,900億円（29年度2,900億円）を含め総額26,400億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金45億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金64億円、財政融資資金の借入れ18,800億円、社債の発行による収入2,450億円等を予定している。

㈡　農林水産業者向け業務

30年度においては、農業者による規模拡大を目的とした設備投資等への資金需要に対応するとともに、農林水産業の競争力強化の取組を支援することとし、貸付規模として6,150億円を計上しており、対象事業別の貸付計画は、経営構造改善4,235億円、基盤整備368億円、一般施設1,292億円及び経営維持安定255億円である。

この計画のうち、4,957億円が30年度中に貸し付けられる予定であり、これに29年度の計画のうち、30年度に資金交付が行われる予定となっている953億円を加えると、30年度の資金交付額は5,910億円となる。この原資として、一般会計からの出資金60百万円、財政融資資金の借入れ4,830億円、社債の発行による収入500億円等を予定しているほか、証券化支援業務において、一般の金融機関が行う農業融資の信用リスクの引受19億円を予定している。

㈢　中小企業者向け業務

30年度においては、中小企業の資金繰り支援、創業・事業再生や働き方改革に資する生産性向上の取組等の支援を重点的に行うとともに、東日本大震災による被災中小企業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、融資事業については、東日本大震災復興特別貸付を含め17,600億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金370億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金60億円、財政融資資金の借入れ8,895億円、財政投融資特別会計投資勘定からの借入金15億円、社債の発行による収入1,945億円及び回収金等6,315億円を予定している。また、証券化支援事業におけるクレジット・デフォルト・スワップ契約（総額400億円を予定）により必要となる資産担保証券の取得166億円の原資として、社債の発行による収入155億円、有価証券回収金等11億円を予定しているほか、債務の保証660億円を予定している。